

約60年の歴史を持つ、自衛隊員が創り自衛隊員が育てた  
「助け合い」の組織 それが防衛省生協です。



# ふれあい

65号

2022年2月

防衛省生協からのお知らせ

令和3年度通常総代会開催、令和2年度割戻金.....	2
事業改定のお知らせ.....	3
特集 防衛省生協の「火災・災害共済」 改めてその魅力についてお伝えさせていただきます.....	5
アドベンチャー「トクトク号」.....	6
その他の事業のお知らせ	
生命・医療共済.....	10
退職者生命・医療共済.....	11

## 特集 防衛省生協の「火災・災害共済」

「火災・災害共済」は「火災共済」の販売呼称です。

自衛官のための自衛官による「生き方達人語録」

**ワレカク タタカエリ**

退職後の人生設計と経済設計のヒント

防衛省職員生活協同組合

防衛省生協では  
このようなテキストを使って  
皆さんの講習会等で  
**「退職後」に関する  
情報提供**を行っています。

例)

- 業務管理教育
- 能力開発設計集合訓練
- 上級・中級管理講習 ほか

-序章より抜粋-

退職後の人生をより安心して充実したものにするためには、まずは敵(リスク)と自分(ライフプラン)を知ることです。

そして、退職後の経済基盤づくりをできるだけ早い時期から着手することが勝利の法則です。

人生、お金が全てではありませんが、安定した経済基盤と健康があつてこそ、自分らしい人生が謳歌できます。

各種手続きやご相談・ご照会等につきまして、お気軽にご連絡ください。

駐屯地・基地等の  
地域担当者へ

コールセンターへ

**0120-079-931**  
平日8時30分～17時00分

ホームページ経由で

防衛省生協 検索

<https://www.bouseikyo.jp/>

《火災・災害共済、生命・医療共済、退職者生命・医療共済》

**防衛省職員生活協同組合**

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番21号 山脇ビル2階

コールセンター・フリーダイヤル **0120-079-931**  
(平日8:30～17:00)



富士山と河津桜

マスコットキャラクター「生協さくら」



ご家族と一緒にご覧ください。



## ◎ 令和3年度通常総代会を開催

令和3年9月22日、グランドヒル市ヶ谷において、全国の部隊の代表者等(総代)が参加して「令和3年度通常総代会」が開催されました。

今年度も前年に引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、遠方の総代には書面による議決にご協力いただきました。

理事長挨拶に続き議長が選出され、令和2年度事業報告、決算及び剰余金処分案、令和3年度事業計画及び予算案など7議案が審議され、それぞれ原案どおり議決されました。



### 事業の概況 (各事業年度末)

#### 全組合員数

※現職組合員、退職組合員、遺族組合員を合計した人数



#### 保有契約高

※火災、生命、長期生命の3共済事業の引き受け保障額の総合計



#### 純資産等

※純資産額(出資金、法定準備金、任意積立金、評価換算差額等)に異常危険準備金、価格変動準備金を加えた額



#### 支払余力比率

令和2年度末 **980.2%**

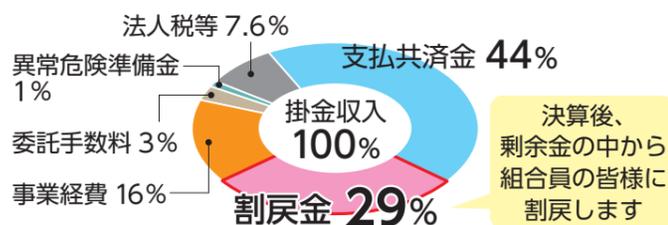
支払余力比率とは、通常の予測を超えて発生するリスク(巨大災害や資産価格の大きな変動等)への対応力(支払余力)として200%以上であることが必要とされており、支払余力比率が高ければ事業運営の健全性が高いとされています。

※当生協は、生命共済事業と損害共済事業の両方からなるため、一般の生命保険会社等のソルベンシー・マージン比率と単純には比較できません。

※事業に関するデータの詳細につきましてはホームページ「防衛省生協の現況」をご覧ください。

## ◎ 割戻金の生まれる仕組みと令和2年度の割戻率

### < 生命・医療共済(大人)の例 >



毎年度の決算で、皆様からお預かりした掛金は、共済金の支払と共済制度維持のための必要経費が差し引かれ、剰余金があった場合は割戻金として還元されます。

### < その他の割戻率 >

生命・医療共済  
(こども)  
**29%**

火災・災害共済  
**20%**

掛金収入のうち **約73%**を組合員の皆様に還元しました。

※退職者生命・医療共済については年齢・加入人数等によって一人ひとりの割戻率が異なります。

## ◎ 事業改定のお知らせ

この度、組合員の皆様の保障の充実及び利便性向上に向けて、以下の通り事業の改定を実施いたしました。自衛隊員による自衛隊員のための助け合いの組織である防衛省生協は、皆様のご期待に添えるよう、より一層努力してまいりますので、共済事業を長くご利用いただきますようお願いいたします。

### 令和4年1月1日からの事業改定

※以下の火災・災害共済、生命・医療共済、退職者生命・医療共済はそれぞれ火災共済、生命共済、長期生命共済の販売呼称です。

#### 現職組合員・退職組合員共通

## 1 入院共済金請求の事務手続きがより簡便になりました

入院共済金の「簡易請求」ができる入院期間の見直し  
(生命・医療共済、退職者生命・医療共済(70・80・85歳満期とも))

保障開始日から所定の期間※経過後以降に開始した入院について**入院日数30日以内**(今までは14日以内)の場合は、医師の診断書の提出を省略し、病院または診療所の「領収書」での請求が可能になりました。



領収書OK

※所定の期間：生命・医療共済は6か月(但し手術を伴わない入院)、退職者生命・医療共済は2年

## 2 代理による共済金請求の取り扱いが広がりました

共済金「代理請求」の取り扱い範囲拡大  
(火災・災害共済)

火災・災害共済につきましても、共済契約者が共済金請求を行う**意思表示が困難な場合は代理請求人**(第1順位：配偶者、第2順位：子、第3順位：父母、以下第6順位まであります)**が共済金を請求**できるようになりました。



※生命・医療共済の入院共済金・手術共済金、退職者生命・医療共済の入院共済金については既に代理請求が可能となっています。

## 3 申込書等の「押印」が不要になりました

共済申込書等の押印不要対応  
(火災・災害共済、生命・医療共済、退職者生命・医療共済)

組合員の皆様の利便性向上を図るため、**共済契約申込書等の押印を不要**といたしました。



不要

※申込書の他に請求書等、ほとんどの書類が押印不要になりました。

令和4年1月1日からの事業改定

現職組合員の皆様

# 4 退職時の火災・災害共済の利用要件が緩和されました

## 退職時の火災・災害共済の利用資格要件の改定

(退職火災・災害共済) ※退職火災・災害共済と火災・災害共済は同じものです。

退職火災・災害共済を利用するための退職時の要件は以下の2点ですが、

①の要件が今回緩和されました。

- ① 職域に**10年以上(今までは14年以上)**勤務していること
- ② 退職時に継続して3事業年度共済事業を利用していること



# 5 火災・災害共済の加入チャンスが広がりました

## 退職者生命・医療共済加入者の退職火災・災害共済への新規加入取扱い開始

(退職火災・災害共済) ※退職火災・災害共済と火災・災害共済は同じものです。

今までは、退職時のみにしか加入(移行)できなかった**退職火災・災害共済**ですが、退職者生命・医療共済に加入されている退職組合員の方は、**退職後でも新規にご加入**いただけるようになりました。

※退職火災・災害共済にご加入の方の、退職者生命・医療共済の退職後の新規加入の取扱いはしていません。



その他の改定

## 6 「定年延長」に伴う改定

自衛官の定年退職が54歳以上に延長されたのに伴い、各共済に関して**最も若い定年時の移行等の取扱い年齢を53歳から54歳へ変更**しました。(現職組合員から退職組合員への移行時の年齢等)

## 7 「民法の改正」に伴う改定

民法改正に伴い、規約変更条項の新設、時効に関する条項の整備、契約更新規定(火災・災害共済)の整備を行いました。

令和4年4月1日からの事業改定

## 即応予備自衛官の共済事業の利用が可能になります

普段はそれぞれの職業に従事しながら招集命令により職務にあたる、即応予備自衛官の皆様も、職域の自衛官と同様の保障内容で共済事業を利用できるようになります。

より詳細にご確認される場合は、ホームページより、定款、事業規約、細則のPDFファイルをダウンロードしてご覧ください。



特集

# 防衛省生協の「火災・災害共済」

～改めてその魅力についてお伝えさせていただきます～

一瞬で全てを失う火災の怖さについて、高い防災意識を持っていらっしゃる皆さん。

あるいは「災害派遣」等で災害の恐ろしさ、復旧・復興までの厳しさを目の当たりにしている皆さん。

今回の「ふれあい65号」は「火災・災害共済」特集です。もうすぐ年度末。ここで一度たちどまって、防衛省生協の「火災・災害共済」の魅力やメリットについて一緒に考えてみませんか？

もしかして家計の節約になるかも…

※「火災・災害共済」は「火災共済」の販売呼称です  
※写真は航空自衛隊入間基地公式ツイッター、陸上自衛隊HPフォトギャラリーより引用



## 防衛省生協の火災・災害共済は、手ごろな掛金で火災から自然災害(地震、津波を含む)まで幅広く大切な建物と家財を保障します！

保障の内容

共済契約期間	1口掛金額	共済金額
1年	200円	火災等による損害：1口当たり最高 <b>50万円</b> 風水害等による損害：1口当たり最高 <b>6万円</b>
6か月以内※	100円	

※共済事業年度の下半期(1月～6月)に効力が生じる契約の場合

共済金の最高限度額等

火災等			風水害等			年掛金額
建物	60口	3,000万円	建物	60口	360万円	12,000円
動産	30口	1,500万円	動産	30口	180万円	6,000円
合計	90口	4,500万円	合計	90口	540万円	18,000円

建物の加入限度口数(抜粋)

限度口数	延床面積(平方メートル)		年額掛金
	木造	耐火造	
10口	33.0～36.2	27.6～30.2	2,000円
20口	66.0～69.2	55.1～57.7	4,000円
30口	99.0～102.2	82.5～85.2	6,000円
40口	132.0～135.2	110.1～112.7	8,000円
50口	165.0～168.2	137.6～140.2	10,000円
60口	198.0以上	165.0以上	12,000円

### 住宅ローンとセットで火災保険にご加入中の方へ

例えば防衛省生協の火災・災害共済なら、**最高2,000万円**の建物の火災等に対する保障が**年間掛金8,000円**で準備できます。

また同時に**最高240万円の自然災害**に対する保障も付帯されます。

※木造延床面積132㎡で建物だけの保障を加入限度額40口ご加入の例(40口×年掛金200円)



防衛省生協の「火災・災害共済」を自信をもっておすすめします！

おすすめの理由は次ページから

WELCOME

# 火災・災害共済アトラクション

## アドベンチャー「トクトク号」

さあ、みんな！  
いよいよ  
乗り込むぞお！

チケットが安いのに  
内容が充実していて  
人気なんだ。

TICKET  
アドベンチャー  
トクトク号

このジェットコースター  
は、楽しく防衛省生協の  
「火災・災害共済」がわかる  
アトラクションなのよね？

なんだかドキドキ  
するわね！

### トクトクポイント①

#### 手ごろな掛金で幅広い保障

1口あたり年間200円の掛金で  
火災等の場合は最高50万円×加入口数、  
風水害等の場合は最高6万円×加入口数  
まで保障します。

実は僕の職場の仲間が  
運営しているからなんだよ。

それにしても  
本当に安く乗れたわね。  
何か秘密があるの？

特別優待って  
ところかな。

お父さん  
スゴイ！

#### ◆市ヶ谷家の皆さん

夫：守	自衛官	33歳
妻：睦子	パート	32歳
長男：翔太	小学生	6歳
長女：美波	保育園	4歳

スタート

全方位の守り  
防生協の  
「火災・災害共済」

### トクトクポイント②

#### 割戻金で実質負担は更に安く

一般の人は加入する事のできない、  
自衛隊員やそのご家族、職域関係者、  
OB・OG等専用の共済です。  
毎年、決算で剰余金が出ると  
「割戻金」として組合員に還元※します。

※割戻金は各組合員の退職後の「退職者生命・医療共済」の  
「掛金積立金」として所定の利息を付けながら積み立て  
ていきます。組合を脱退する場合はお返しします。

### 火災等エリア

火災等の保障  
最高50万円×加入口数

ところで、  
官舎とか、営内の人だと、  
そもそも建物の火災の保障  
とか関係ないんじゃない？

そういう人は、  
家財だけ入れれば  
いいんだよ。

そっかー



火災(自火)



類焼(もらい火)

消防破壊・  
消防冠水等



落雷

破裂・爆発

車両の飛び込み



(他損)

### トクトクポイント④

#### 建物が古くなっても安心

建物の現在の価値に応じた保障額では  
なく、建築後の年数にかかわらず、  
その構造と延床面積に応じた加入限度額  
をもとに保障額を計算します。

上階の他人の住居  
からの水漏れ

航空機からの  
落下物



※人為的不慮の事故が対象です



※落下物が発見されている  
場合が対象です

### トクトクポイント③

#### オーダーメイドの保障が可能

「建物だけの保障」や「動産(家財)だけの  
保障」も可能で、組合員の皆さんの  
ご都合(ニーズ)に応じた、  
オーダーメイドの保障を実現します。

《保障の対象と加入限度口数》

ア 建物の保障は延べ床面積に応じ加入限度口数が  
最大で60口まで。

イ 動産(家財)の保障は加入限度口数が  
最大で30口まで。

◆注意

建物の火災等による共済金のお支払いは共済目的の価額(契約  
限度口数×50万円)に対する契約額(契約口数×50万円)の割  
合に応じて支払われます。

より充実した保障のために「満口」(契約口数=契約限度口数)  
でのご加入をお勧めします。

でも、うちの家は  
結構古いけど、  
保障はどうなるの？

新築とかわらない  
保障額らしいよ

意外に  
保障の範囲も  
ひろいんじゃないかな～

建て直せないと  
困るからね。

それなら  
安心ね

すごーい！

## 自然災害等エリア

そういえば、  
万一単身赴任になっても  
自宅とアパートの両方とも  
保障できるらしいよ。

自然災害等の保障  
最高**6万円**×加入口数

へー、それは  
ますます安心ね。  
あなた、元気で  
行ってらっしゃーい。

転勤族に  
うれしい配慮  
じゃな～

おいおい、  
まだ子供たちと  
暮らさせてくれよ。

台風・暴風雨

洪水・降ひょう等

ところで、もし  
あなたに何かあったら、  
その後はどうなるの？

その時は  
さみの名前で  
続けられるらしいよ。

自衛隊員より  
強いけどね…。

あたしが  
自衛隊員でなくても  
大丈夫なのね。

豪雪・雪崩

凍結による水道管等  
の破裂による損害

※破損した水道管は保障の対象外です。

## トクトクポイント⑤

実家や単身赴任先の動産も保障

建物、動産(家財)の保障は2か所まで  
所在地の異なる物件を対象にできます。

〈対象となる物件〉  
契約者又はその配偶者、及びそれらの祖父母・父母、子ども・孫  
が現に居住している物件も保障の対象にできます。  
2か所の場合は合計して、建物の加入限度口数は60口まで、  
動産の加入限度口数は30口までとなります。

## トクトクポイント⑥

遺族組合員による継続利用

万一、組合員ご本人(現職組合員)が  
亡くなった場合、配偶者が遺族組合員として  
死亡した現職組合員が満54歳となる日の  
事業年度末まで火災・災害共済を利用できます。

〈予告〉  
令和5年7月以降は事業改定により、遺族組合員となった配偶者は  
終身にわたり火災・災害共済を利用できるようになります。

ところで、  
大きい自然災害は  
いつ来るか本当に  
わからないよね。

そうよねえ。  
30年後かも  
知れないし、  
明日かも  
知れないしね。

だからこそ、  
定年後のことも  
しっかり  
考えないとね！

地震

噴火

津波

保障の内容だけでなく  
家計についてもね！

いやー、  
なかなか迫力あったね。

家に帰ってから、  
さっそく火災や災害の  
保障について考えようね。

これが現実ではなくて、  
本当によかったね。

「備えあれば憂いなし」  
だもんね！

楽しかったー！

ご乗車  
お疲れさま  
でした！

## トクトクポイント⑦

退職後も安心の終身利用

一定条件※を満たしている方は「退職火災・  
災害共済」として現職時代と同じ保障内容で  
継続することができます。  
コールセンターや直通フリーダイヤルでの  
サポートも万全です。

〈※要件〉  
防衛省職域に10年以上勤務して、かつ退職時に継続して  
3事業年度共済を利用していること。

令和2年度  
火災・災害共済 共済金支払状況

火災等	自然災害等
202件 (自火、類焼、落雷等)	1,372件 (風水害、地震、 津波、雪害等)

防衛省生協の火災・災害共済は組合員  
の皆様に、1日あたり約4.3件\*のお支  
払いをしています。

\* (202件+1,372件) ÷ 365日

アトラクション終了

トクトクポイントについての詳細は火災・災害共済パンフレットをご覧ください。

パンフレットご希望の方は、防衛省生協の窓口、ホームページ経由、  
またはコールセンターへお気軽にお申し出ください

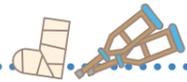
# 改めてお知らせします。生命・医療共済の魅力!

「生命・医療共済」は「生命共済」の販売呼称です。

## 1 手ごろな掛金で幅広く保障

1口あたり月額**1,000円**という手ごろな掛金で、公務・非公務、国内・海外を問わず、**入院**(病気・ケガ)、**手術**(入院に伴う)から、万一の場合の**死亡(重度障害)**まで幅広く保障します。

※「子ども」の掛金は1口あたり月額250円です。



## 2 簡単な請求手続と迅速なお支払い

軽易な傷病で短期間の入院のみの場合には、**領収書等により共済金請求手続き**ができます。共済金は、迅速確実に指定の銀行口座等にお振込みします。

簡単!



## 3 剰余金の割戻しと積立て

決算で剰余金が出ると割り戻され、毎年積立てられた後、組合脱退時に返戻されます。このため、**実質的な掛金負担は更に少なくなります**。

※火災・災害共済、退職者生命・医療共済にも割戻金があります。



## 4 遺族組合員による継続利用

万一、**契約者(現職組合員)が亡くなった場合**に、生命・医療共済に加入されていた配偶者は、**遺族組合員**として死亡した現職組合員が満54歳となる日の事業年度末まで生命・医療共済を利用をすることができます。

※火災・災害共済にも「遺族組合員」制度があります。



# 退職後は夫婦で安心。退職者生命・医療共済!

「退職者生命・医療共済」は「長期生命共済」の販売呼称です。

## 1 入院、死亡(重度障害)の保障

**85歳**までの入院と死亡(重度障害)を広くカバーします。

入院保障は、1日**5,000円**又は**10,000円**の保障が満期まで続きます。

死亡(重度障害)の保障は、**100万円・300万円・500万円**から選択できます。



## 2 一括払いによる掛金の安さ

掛金を一括払いいただくことにより、月額に換算すると安い掛金となっています。

例えば…	●保障開始時の満年齢が55歳	一括払い掛金 <b>1,182,978円</b>
	●本人コース：入院保障 <b>5,000円/日</b>	月額に換算(360か月)すると
	死亡(重度障害)保障 <b>100万円</b>	約 <b>3,290円/月</b>

また、毎事業年度の収支で**剰余金がある場合は契約者割戻金**として支払い、所定の利息を付けながら積み立て、契約が終了したときにお支払いいたしますので、**実質的な掛金は更に安くなります**。《積立割戻金》

## 3 現職時からの計画的準備

退職時に、掛金を一括で支払うことへの負担感を軽減するため、現職時代の余裕のある時に、**あらかじめ掛金の一部を積み立て**ておくことができます。《事前積立掛金》

さらに、ご加入になられている共済(火災・災害共済、生命・医療共済)について決算で剰余金が出ると、その**剰余金は割り戻されて毎年積立**てられます。《掛金積立金》



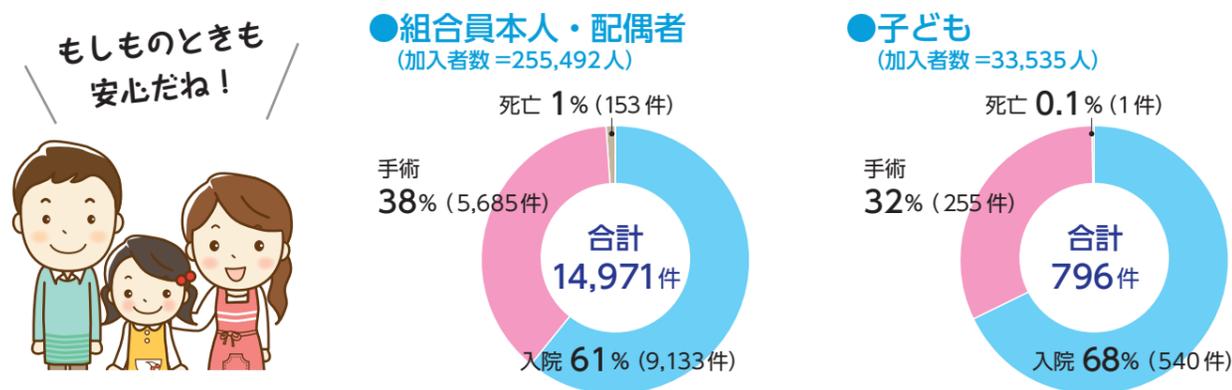
## 4 健康告知を省略できます

退職時(加入申込時)、**生命・医療共済(生命共済)に2年以上加入**している組合員と配偶者の方は、保障期間への移行に必要な**健康告知を省略**できます。

簡単!



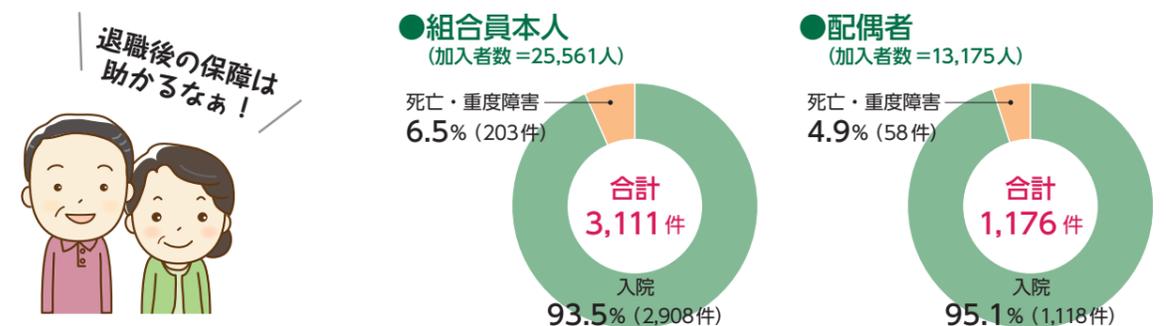
### 令和2年度 生命・医療共済 共済金支払状況



1年間で、大人14,971件と子ども796件の**合計15,767件**の共済金支払いがありました。

**1日あたりにすると43件**(15,767件÷365日)にもなります。

### 令和2年度 退職者生命・医療共済 共済金支払状況



1年間で、組合員本人3,111件、配偶者1,176件の**合計4,287件**の共済金支払いがありました。これは、加入者数(組合員本人+配偶者=38,736人)の**約9人に1人が共済金を受給**している計算になります。